

居宅介護支援事業所豊川彩幸 重要事項説明書

当事業所は介護保険指定を受けています。
(東三河広域連合指定 第2372600441号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆ 目 次 ☆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について
8. 個人情報保護について
9. 事故発生時の対応について
10. サービスの第三者評価の実施状況について

* 3者契約により契約を締結希望の方につきましては、契約者を利用者と読み替えていただく内容がございますので、契約書を参照しながら説明をお受け下さい。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊生会
(2) 法人所在地 愛知県豊橋市西赤沢町字深山95番地
(3) 電話番号 0532-23-6011
(4) FAX番号 0532-23-6010
(5) 代表者氏名 理事長 原田 昭司
(6) 設立年月日 平成7年5月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の目的 指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所豊川彩幸 平成11年 7月28日指定
第2372600441号
(4) 事業所所在地 愛知県豊川市森6丁目66番地の2
(5) 電話番号 0533-88-9771
(6) FAX番号 0533-88-9772
(7) 管理者氏名 竹本 英司
(8) 運営方針 心身の状況、その環境に応じ利用者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
(9) 開設年月日 平成12年8月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 豊川市、豊橋市、蒲郡市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	月～金（午前8：20～午後5：20）
サービス提供時間	月～金（午前8：20～午後5：20）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常勤換算	指定基準	摘 要
1. 事業所長（管理者）	1 名	1 名	介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員	4 名	注釈	

注釈：利用者 **45名未満**につき1名。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

I 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

（居宅サービス計画の作成の流れ）

①事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

↓

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。（事業所の選定はご契約者のニーズを踏まえ公正中立に行います。）

※居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介及び当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。

※前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合を別紙において説明します。

↓

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛

り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

Ⅱ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

Ⅲ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

Ⅳ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記（１）の金額をお支払いただきます。

（１）利用料金

（１月当たり）

料金	要介護 1～2	要介護 3～5
1 居宅介護支援費		
①居宅介護支援費Ⅰ	1,086 単位	1,411 単位
②居宅介護支援費Ⅱ	544 単位	704 単位
③居宅介護支援費Ⅲ	326 単位	422 単位
2 特定事業所加算Ⅱ	421 単位	
3 ①入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位	

②入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位
4 ①退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位
②退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位
③退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位
④退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位
⑤退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位
5 通院時情報連携加算	50 単位
6 初回加算	300 単位
7 緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
8 ターミナルケアマネジメント加算	400 単位

※ 1 の①～③の料金については事業所の介護支援専門員の取扱い件数により以下のように異なります。

①取扱い件数が 45 件未満

②取扱い件数が 45 件以上である場合において 45 件以上 60 件未満の部分について算定

③取扱い件数が 45 件以上である場合において 60 件以上の部分について算定

※ 2 はすべての方が対象になります。

※ 3 は、病院又は診療所に入院する際に、当該機関へ必要な情報を提供した場合に算されます。

☆居宅介護支援の提供開始に当たり、医療機関と円滑な連携が行えるよう、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関にお伝え顶きますようお願い致します。

※ 4 は、退院等にあたり、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、入院又は入所期間中に 1 回を限度として加算されます。

病院等の職員から、必要な情報の提供を以下の方法により受けた場合

①カンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合

②カンファレンスにより 1 回受けている場合

③カンファレンス以外の方法により 2 回以上受けている場合

④2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合

※ 5 は、病院等において医師又は歯科医師の診察受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に加算されます

※ 6 は、新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合に加算されます。

※ 7 は、病院等の求めにより、医師等とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合に、月に 2 回を限度として加算されます。

※ 8 は、在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する該当利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以

上、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に加算されます。

☆1のいずれかの額に2及び3～8の加算額（対象分のみ）を合計した額に単価10.21円を乗じた額が、別途必要となります。

☆サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合、居宅介護支援費は請求しませんが、病院等から退院又は退所する利用者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求させていただきます。

☆建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一の建物に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者の場合は所定単位数の100分の95に相当する単位で算定します。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はお住まいと事業所との間の交通費として、下記料金をいただきます。

対象実施地域を越えた地点より片道10km未満100円、片道10kmを超え、その距離が10又はその端数を増すごとに100円増しとする。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）～（2）の料金・費用は利用の都度お支払い下さい。

6. サービス利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

連絡先電話番号：0533-88-9771

苦情受付担当者 杉原 恵子 (介護支援専門員)

苦情解決責任者 竹本 英司 (管理者)

苦情解決委員 今泉 英三 (当法人監事)

皿井 秀雄 (当法人評議員)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東三河広域連合介護保険課：電話番号 0532-26-8471

国民健康保険団体連合会：電話番号 052-971-4165

愛知県社会福祉協議会：電話番号 052-202-0167

8. 個人情報保護について

当施設では当施設で扱う個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報保護管理規程により個人情報保護を図るものとし、個人情報の取得、利用、第三者提供にあたっては、本人の同意を得るものとする。

- 2 個人情報の取得にあたり、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報収集、利用、提供を行うものとする。
- 3 前第2項の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、または施設内掲示にて公表するものとする。
- 4 業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 個人情報保護に関しては指針を作成し掲示します。
- 6 個人情報についての窓口

施設が保有する個人情報に関するお問合せは以下の窓口で承ります。

個人情報管理者 竹本 英司

電話番号 0533-88-9771

9. 事故発生時の対応について

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに東三河広域連合、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告を行います。

10. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点からの評価は行っていません。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 豊川市森6丁目66-2
事業所名 社会福祉法人 豊 生 会
居宅介護支援事業所 豊川彩幸
所 長 竹本 英司 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

※2者契約の場合

利用者本人が事業所と契約を締結する場合は、利用者欄にご記入いただき、説明をお受け頂いたご家族等は立会人欄に記入して下さい。

※3者契約の場合

利用者に代わり契約を締結される場合は、利用者欄に実際利用される方をご記入いただき、利用者に代わり契約を締結される方は、契約者欄へ記入して下さい。

利用者（2者契約の場合は契約者）

住 所

氏 名 印

契約者 住 所

氏 名 印

(続柄)

立会人 住 所

氏 名 印

(続柄)

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、または複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報保護管理規程により個人情報保護を図るものとし、個人情報の取得、利用、第三者提供にあたっては、本人の同意を得るものとする。
- 2 個人情報の取得にあたり、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報収集、利用、提供を行うものとする。
- 3 前第2項の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、または施設内掲示にて公表するものとする。
- 4 業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 個人情報保護に関しては個人情報保護に関する指針を作成し掲示する。

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は契約締結日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

③事業者もしくは介護支援専門員が個人情報保護に違反した場合

④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

附 則

この重要事項説明書は平成１２年 ８月 １日より適用する。

この重要事項説明書は平成１３年 ６月 ９日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１３年 ８月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１４年 ５月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１４年１０月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１５年 ４月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１６年 ４月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１６年 ８月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１７年 ４月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１８年 １月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１８年 ４月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１８年１０月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成１９年 ６月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成２０年 ４月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成２１年 ４月 １日より改正適用する。

この重要事項説明書は平成22年	2月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成22年	6月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成23年	1月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成23年	6月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成24年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成24年	9月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成26年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成27年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成29年	8月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成30年	2月	7日より改正適用する。
この重要事項説明書は平成30年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は令和元年	5月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は令和元年	6月26日	より改正適用する。
この重要事項説明書は令和元年10月	1日	より改正適用する。
この重要事項説明書は令和2年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は令和3年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は令和3年	5月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は令和5年	6月26日	より改正適用する。
この重要事項説明書は令和5年10月	1日	より改正適用する。
この重要事項説明書は令和6年	4月	1日より改正適用する。
この重要事項説明書は令和6年11月	1日	より改正適用する。